

令和4年9月21日

各認定訓練施設代表者 殿

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部長
神 奈 川 県 知 事 黒 岩 祐 治
(公 印 省 略)

感染防止対策に係る協力のお願いについて（通知）

本県の新型コロナウイルス感染症対策の推進につきましては、日頃格別の御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

新規感染者数の減少や、病床のひっ迫が改善したことから、本県では、9月30日までとしていた「BA.5 対策強化宣言」を、25日をもって終了することとしました。

宣言終了後も、家庭や学校、職場等、生活のあらゆる場面で、適切なマスクの着用や換気の実践など、基本的感染対策を継続していただくよう、改めてお願いいたします。

また、9月26日より同感染症の全数届出の制度が全国一律で見直され、感染判明時に医療機関等が提出する発生届が65歳以上の方等に限定されます。本県ではこれに伴い、従来の「自主療養届出制度」を発展させた「陽性者登録窓口」を設け、登録していただいた方の情報を把握し、療養生活に関する相談を受ける「療養サポート窓口」や、体調が悪化した際の「コロナ119」で相談に対応し、医療に繋げていきますので、従業員等への周知をお願いいたします。

上記内容の詳細については別添「第67回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議資料（抜粋）」のとおりです。

引き続き、御理解、御協力をお願いいたします。

別添

- ・ 知事メッセージ
- ・ 「第67回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議資料（抜粋）」

問合せ先

産業労働局労働部産業人材課
技能振興グループ 上野、冠木
電話 045(210)5720

知事メッセージ

この夏の、オミクロン株による感染者の急増を受け、県では、8月2日に「かながわ BA.5 対策強化宣言」を行い、県民の皆さん一人ひとりに、基本的な感染防止対策の徹底をお願いしてきました。

この間の、皆さんをはじめ、県の総力を挙げた取組により、新規感染者は、確実に減少してきており、一時期は、90%を超えていた病床使用率も、現在は40%台まで下がり、病床のひっ迫も改善しています。

そこで、9月30日までとしていた「BA.5 対策強化宣言」を、25日をもって前倒しで終了することとしました。これまでの皆さんのご協力に深く、感謝します。

一方で、新型コロナの収束は未だに見通せません。油断すると、いつまた、8度目の感染拡大の波に襲われるかわかりません。

宣言は終了しますが、次の感染拡大を防ぐためにも、引き続き、家庭や学校、職場など、生活のあらゆる場面で、適切なマスクの着用や換気の実践など、基本的感染対策を継続していただくよう、改めてお願いします。

また、コロナも、他の重い病気やケガも、ともにバランスを取りながら医療を提供していくために、県では、かねてから「感染者の全数届出の見直し」を国に求めてきました。

そうしたところ、国はこれまでの取扱を変更し、今月26日から全国一律で、発生届が提出される方が、65歳以上の方などに限定されることとなりました。

これにより、医療機関の事務負担は大きく減少し、コロナもコロナ以外に対しても、県民の皆様の命を守る医療体制がよりしっかりと確保されるようになります。

一方で、多くの方が、届け出の対象外となることで、逆に不安を感じる方もいらっしゃるかもしれません。

そこで、県では、本日お示ししたように、全国に先駆けて行ってきた「自主療養届出制度」を発展させた「陽性者登録窓口」を設け、登録していただいた方の情報を把握していきます。

そして、療養生活に関する相談を受ける「療養サポート窓口」や、体調が悪化した際の「コロナ119」でしっかりと相談に対応し、医療に繋げていきますので、安心してください。

新型コロナへの対応の長期化が避けられない中、保健医療体制を段階的に日常体制に戻す取組に加え、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る、
「イズコロナ」の取組が急務です。

県は今後も、医療体制の確保や、新型コロナの影響を受けた地域経済の回復などに、全力で取り組みます。

新型コロナを克服し、一日でも早く収束が図れるよう、引き続き、県民の皆さんのご理解、ご協力をお願いします。

令和4年9月21日

神奈川県知事 黒岩 祐治

かながわBA. 5対策強化宣言について

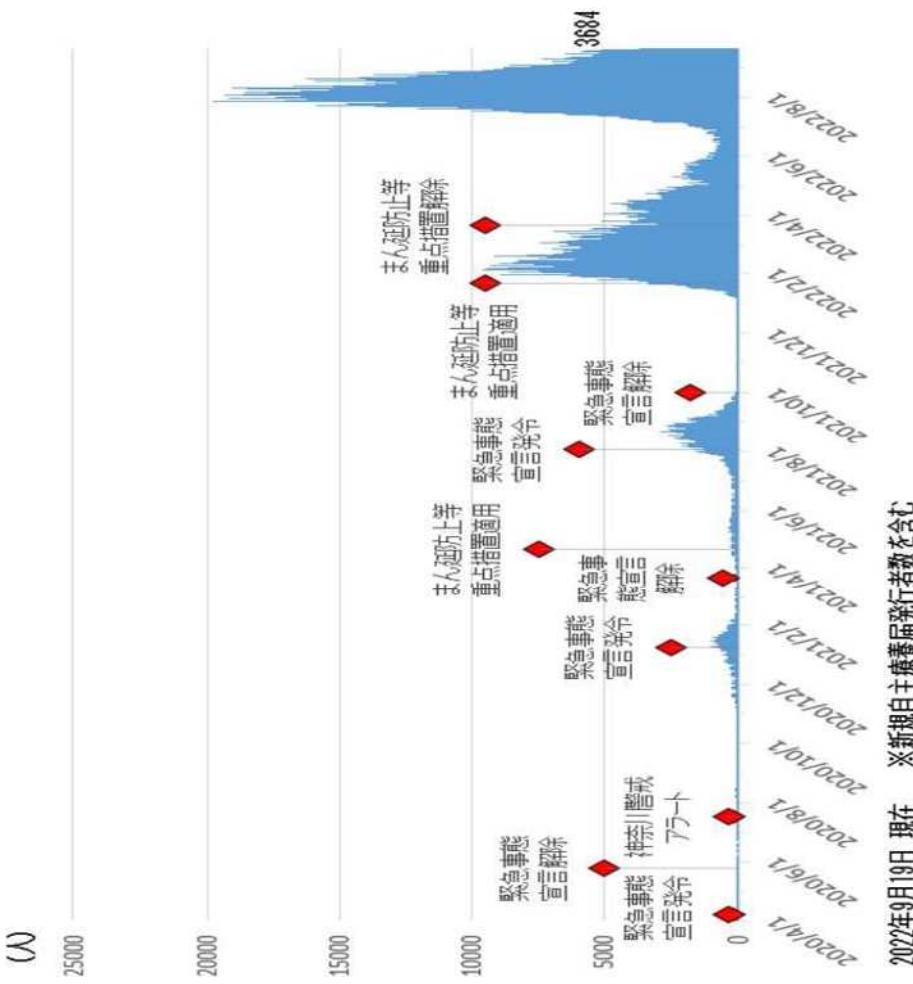
令和4年9月21日

新規感染者

(新規自主療養届発行者数を含む) の推移 (実数・日別)

	日	月	火	水	木	金	土	曜合計
7月	24	25	26	27	28	29	30	31
	14699人	14825人	13243人	19818人	17024人	16247人	19245人	115101人
8月	31	8/1	2	3	4	5	6	6
	17420人	17369人	16462人	19368人	18626人	17685人	18550人	125480人
9月	7	8	9	10	11	12	13	13
	16475人	15368人	18463人	19098人	15254人	16755人	13666人	115079人
	14	15	16	17	18	19	20	20
	14076人	12878人	13644人	14877人	15998人	14047人	16260人	101780人
	21	22	23	24	25	26	27	27
	14342人	12455人	12096人	13703人	10914人	12034人	11380人	86924人
	28	29	30	31	9/1	2	3	3
	9595人	9178人	8818人	8806人	7832人	8574人	7892人	60695人
	9	4	5	6	7	8	9	10
	6955人	6368人	6195人	7042人	6076人	7400人	6593人	46559人
	11	12	13	14	15	16	17	17
	6326人	5478人	5412人	6484人	5211人	5945人	5821人	40677人
	18	19	20	21	22	23	24	24
	5154人	3684人						

※新規感染者数(新規自主療養届発行者数を含む)

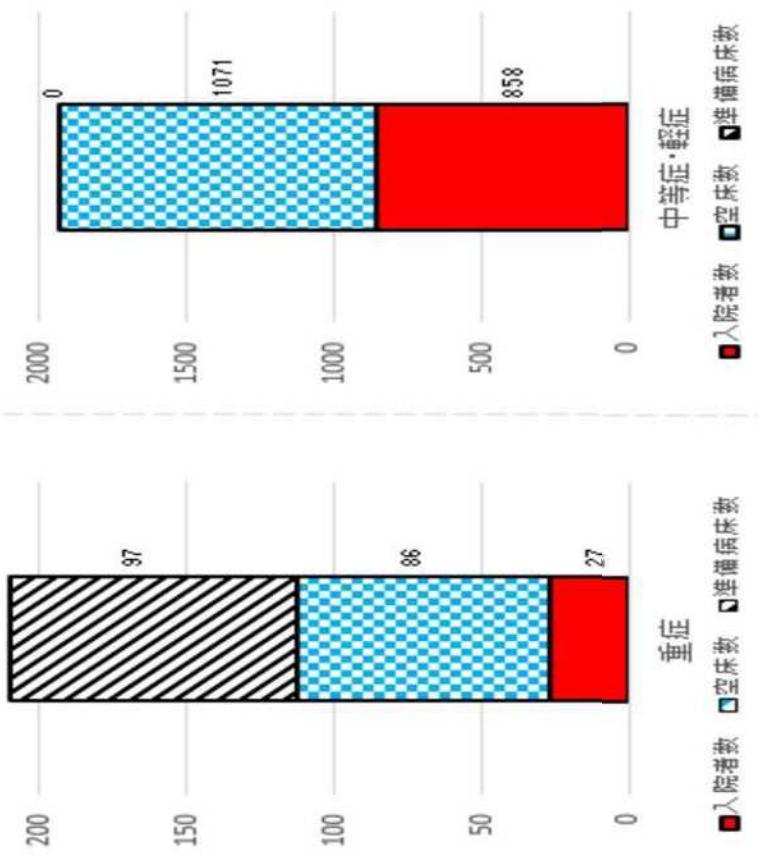


2022年9月19日 現在 ※新規自主療養届発行者数を含む

病床利用率

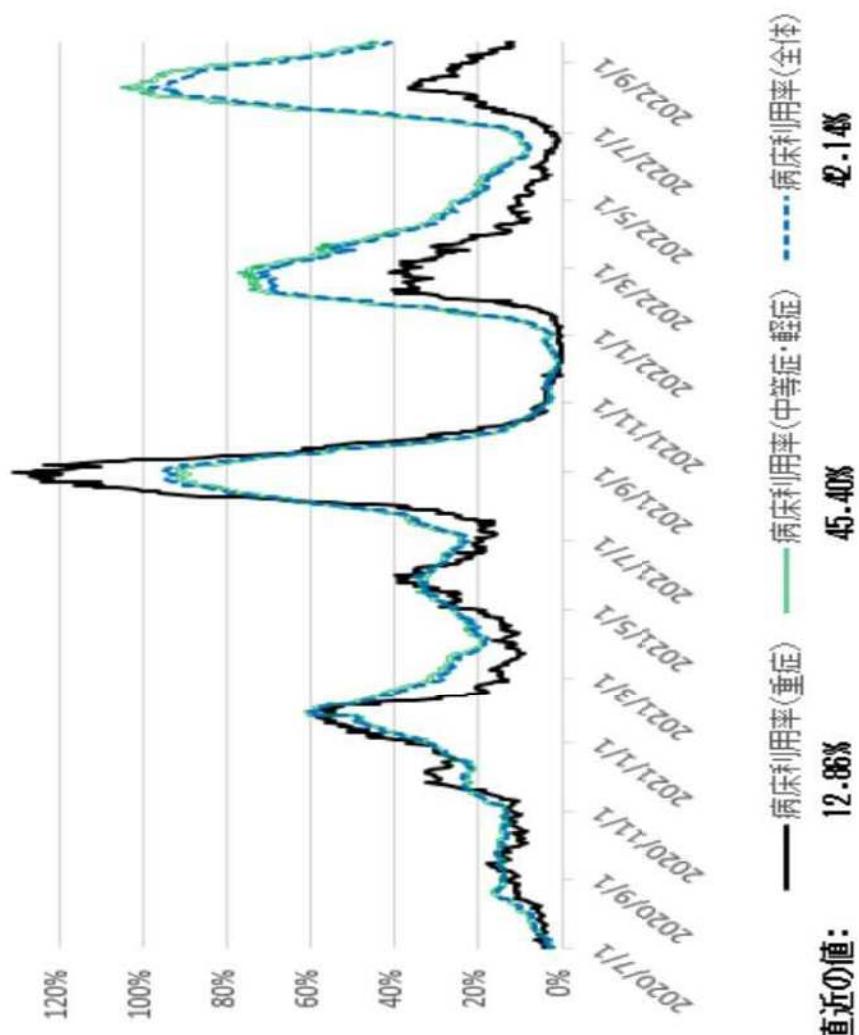
■ 病床利用率

2022年9月19日現在



■ 病床利用率の推移（確保病床ベース）

2022年9月19日現在



かながわBA. 5対策強化宣言について

新規感染者が減少傾向であり、宣言の要件である病床利用率50%超を下回っていることから、

- 宣言は、**9月25日（日）で終了する。**
- 宣言は終了するが、基本的感染防止対策の呼びかけ等の取組は継続する。

令和4年9月26日以降の 県の取組について

令和4年9月21日

県民の皆さんに対する 感染症対策

9月26日（月）～

1 一人ひとりが徹底用心(法)によらない働きかけ)

○M・A・S・Tなど基本的な感染防止対策の再徹底

- ・適切なマスクの着用、三密の回避、手洗い等の手指衛生、効果的な換気等
- ・会食の際は、短時間、少人数で、マスク飲食の実践
- 高齢者や基礎疾患がある方など重症化リスクの高い方を感染から守る対策の徹底
- ・高齢者や基礎疾患のある方や同居家族は家庭内でもマスク着用などの「うつさぬい」対策の実施
- ・高齢者が施設の従事者は、抗原検査キットによるセルフテストを積極的に活用

県民向け

- マスク飲食実施店の利用
- ワクチン接種の積極的検討
- 感染時の自宅療養に備えたり抗原検査キットや食料等の備蓄
- 療養期間中の外出等の際は、マスク着用の徹底

2 セルフテストと陽性者登録(法)によらない働きかけ)

- 本調査に異変を感じたら抗原検査キットによるセルフテスト
- 感染した場合は、マイスク者以外の方は、「陽性者登録窓口」への登録を第一の選択肢に

飲食店・大規模集客施設等に対する 事業者向け

9月26日（月）～

飲食店等

- 短時間、少人数、マスク飲食などの感染防止対策の推奨（法にによるない働きかけ）
○飲食店等での感染対策の強化、特に換気とマスクの適切な着用・マスク飲食
(法にによるない働きかけ)
- 業種別ガイドライン遵守（法第24条第9項）
- マスク飲食実施店認証制度の取組の継続（法にによるない働きかけ）

大規模 集客施設等

- 人が集まる場所での感染対策の徹底（法にによるない働きかけ）
・従業員への検査の勧奨
・適切な換気
・手指消毒設備の設置
- ・入場者の整理・誘導
・発熱者等の入場禁止
- ・入場者へのマスクの着用等の周知
- 業種別ガイドライン遵守（法第24条第9項）

イベントに対して

9月26日（月）～

○次の人数上限を遵守（法第24条第9項）

区分 ※1	・安全計画策定 ・チェックリスト公表	5,000人以下の施設	10,000人以下の施設	10,000人超の施設
あり	チェックリスト公表		収容定員の半分まで可	
なし ※2	チェックリスト公表 (安全計画なし)	収容定員 まで可	5,000人まで可	収容定員の 半分まで可

※1 大声の定義「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」
※2 令和4年9月9日より、同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合の収容率の上限は、それぞれ、50%（大声あり）・100%（大声なし）とする。（緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の場合に限る。）

○感染防止対策の徹底（法にによるない働きかけ）

○業種別ガイドライン遵守（法第24条第9項）

イベント

事業者向け

その他

【事業者全般に対して①】

- 職場における感染防止のための取組（テレビ会議の活用等）（働きかけ）
- 在宅勤務（テレワーク）等の推進（働きかけ）
- 業種別ガイドライン遵守（法第24条第9項）

【事業者全般に対して②】

- 従業員や児童生徒等からコロナ感染による休暇取得を求められた場合、証明のための医療機関の受診や、療養証明書の提出を求めず、必要な場合は診療明細書、セルフテストの画像、県の陽性者登録窓口に登録後に送られた受付確認メール等代替書類※の提出により休暇を認める。（働きかけ）

※ 生命保険協会ホームページ参照 <https://www.seiho.or.jp/info/news/2022/20220901.html>

その他県の取組

【かながわ旅割】

- 感染症対策の基準となるレベルは2を継続し、社会経済活動との両立の観点から「かながわ旅割」事業は継続

【無料検査事業（一般検査事業）】（法第24条第9項による検査の推進）

- 感染症対策の基準となるレベルは2を継続することから、不安を感じる県民の方に身近な場所での検査の機会を提供する「無料検査事業」における一般検査事業は、当面の間、継続

【公立学校等における取組】

- 「県教育委員会における今後の教育活動等について」に基づき、必要な対応を図る。

【県機関における対応】

- 「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に基づき対応
・「全庁コロナ・シフト」の維持に向け、事業見直しを徹底し、感染拡大期等には、職員確保を優先
・県が主催するイベントの原則中止・延期はしないが、感染状況に応じ、事業の中止や実施方法、着手時期を見直す

神奈川県健康医療局

2022年9月21日

新型コロナウイルス感染症 感染者の全数届出の見直しへの対応



全数届出見直しへの対応

抜粋

「感染拡大抑制の取り組み」と 「柔軟かつ効率的な保健医療 体制への移行」 についての提言



2022年08月02日 18:00～日本記者クラブ
コロナ対策専門家有志による記者会見

阿南英明 磯部哲 今村顕史 太田圭洋 大竹文雄 岡部信彦
小坂健 釜范敏 小林慶一郎 高山義浩 舘田一博 田中幹人
谷口清州 中島一敏 中山ひとみ 武藤香織 脇田隆字 尾身茂

2022年8月2日

2022年8月24日 岸田総理の会見



神奈川県

ポイント1 発生届の対象範囲の限定を可能に

発熱外来や保健所がひつ迫した地域では、都道府県の判断で、医療機関から保健所への発生届の提出対象を高齢者等に限定できるようになる。

ポイント2 抗原検査キットのOTC化

どこでも検査キットが手に入るよう、8月中にOTC化。さらに、健康フオローアップセンターを全都道府県に整備し、発熱外来自己検査体制を更に強化。

ポイント3 病床確保・高齢者施設療養支援

5万の最大確保病床、高齢者施設での療養体制支援等、
高齢者やハイリスク者を中心の保健医療体制を構築

新型コロナウイルス感染症対策等についての会見

(2022年8月24日)

(参考)首相官邸「新型コロナウイルス感染症対策等についての会見」https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/statement/2022/0824kaiken.html

知事が厚労相に訴えた「非重点観察対象者の発生届不要化」が実現



提言に基づいた国の方針(2022.8.25 厚労省事務連絡)



2022年8月25日厚労省事務連絡
新型コロナウイルス感染症に係る発生届の限定(緊急避難措置)の概要
及び必要な手続き等について

緊急避難措置

発熱外来や保健所業務が極めて切迫した地域において、
緊急避難措置として、発生届を重症化リスクのある方に限定
することを可能とする

発生届の対象となる者 65歳以上の方 入院を要する方 妊婦の方

重症化リスクがあり、コロナ治療薬の投与又は酸素投与が必要と医師が判断する方



都道府県知事



厚生労働大臣

次のいずれにも該当する旨を厚生労働大臣に届け出る

- ① 発生届を処理した場合に、患者が良質かつ適切な医療を受けること
が困難にあるおそれがあると認める場合
- ② 都道府県知事が、医師の報告に基づき日ごとの当該患者の総数及
び日ごとの当該患者の年代別の総数を毎日公表する

厚生労働大臣が名称を告示し、当分の間感染症法第12条に基づく
発生届の対象を限定する。

各 〔都道府県
保健所監査官
特別区
管轄部会
監査官部 (6名)〕 部門主管部 (6名) 部門

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
及び必要な手続き等について

厚生労働省より、新型コロナウイルス感染症に係る発生届の優先・簡便化の観点
から、必要な手続き等について、下記のとおり定めます。
新型コロナウイルス感染症の発生届出については、「感染症の予防及び感染症の患
者に対する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等
について(一部改正)(令和4年6月30日付け感染第050号、第1号厚生労働省健康局
結核感染症課長通達)において届出様式を簡便化したほか、「オミクロン株の累
積への累々き換わりを踏まえた感染拡大に対するための医療機関・保健所の負担軽減
等について(令和4年7月22日付け厚生労働省新規コロナウイルス感染症対策推進
本部事務連絡)において、届出項目の更なる簡便化を行つたところです。
現下の感染拡大への対応については、重症化リスクのある高齢者などを対象に重点
を置いて、発熱がないと見込まれる感染対策に、国・地方が連携して機動的・量的
に取り組むことといたしますが、今般、感染対策は、厚生労働省が基づく医師の届出(発生届)
の事務負担が増加し、適切な医療の提供等に難しくなっているとの声があることから、
発熱外来や保健所業務が極めて切迫した地域において、発生届
を重症化リスクの高い方に限定することを可能とします。
今般の措置に伴う法令改定等については、「感染症の予防及び感染症の患
者に対する法律施行規則の一部を改正する省令の公布について」(健免0605第4号
厚生労働省健康局長通達)で示しているところですが、その概要などを簡潔
に示すことは以下のとおりです。内容について押了知の上、関係各部へ周知の
程、お願ひ申し上げます。なお、令和4年8月25日に開催した自治体向け説明会で
いただいた質問等も踏まえ、内容については随時更新していく予定です。

神奈川県の緊急避難措置への対応（2022.8.26 県対策本部会議）



神奈川県



① HER-SYSのシステム改修

診療した医療機関が性別・年齢別に1日の患者数を入力する仕組みを前提としている

が必要



② 発生届が出されない患者の取扱いの整理

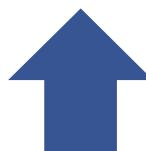
患者確認の方法（書類等）、公費負担の考え方、宿泊療養の扱い等が整理されていない

- 全症例把握の見直し（停止）を迅速に行うことが求められるが、同時に国が緊急に

**①取扱い上の矛盾点の解決
②これを実行するための実務運用手順・体制等の整理**
を行うことが必要。

- それまでは前倒し対応は行わない。

（2022.8.26 新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議）



全数届出の見直しについて（2022.9.12 厚労省事務連絡）



神奈川県

事務連絡
令和4年9月12日

各
都道府県
保健所部局
(局) 保健主管部
特別区

2022年9月12日厚労省事務連絡
With コロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しについて

2022.9.26 全国一律適用（省令改正）

1 医療機関による発生届出対象の患者を以下に限定

発生届出の対象	65歳以上の方	入院を要する方	妊婦の方
重症化リスクがあり、コロナ治療薬の投与又は酸素投与が必要と医師が判断する方			

（患者総数）

2 届出対象外の患者も含めて、医療機関が改修後のHER-SYSにより総数、年代別の総数を報告

3 セルフチェックによる陽性者は、健康フォローアップセンター等で登録し、都道府県がその登録者数を年代別に報告



感染者数の総数把握自体は継続

Withコロナの新たな段階への移行に向けた検査の考え方の方の見直しについて（厚労省事務連絡）においてお示しました通り、発生届の対象外となる若・健常者等が安心して自家検査ができるようになります。そのため、検原定性検査キットのOTC化や検査フォローアップセンターの全国導入での準備状況を確認した上で、令和4年9月26日（月）より、全国一律で、検査の考え方を統一し、全数届出の見直し（以下「見直し」といいます）を行うこととしています。この見直し後の運用等の詳細について以下のとおりお示いたしますので、换了地の上、団体各所へ周知の程、お願い申し上げます。

なお、運用等の詳細については、自治体からの御意見等も踏まえ、追加等を行う場合があります。

1

全数届出の見直しにについて（2022.9.12 厚労省事務連絡）

全数届出の見直しに当たっての各種支援措置について	
論点	対応案
入院医療費	<ul style="list-style-type: none">➢ 入院医療費の自己負担分の公費負担（法律に基づく負担金）を継続。
外来・在宅医療費	<ul style="list-style-type: none">➢ 外来・在宅医療費の自己負担分の公費支援（緊急包括支援交付金）を継続。➢ 疑い患者の行政検査に係る費用については、公費負担（法律に基づく負担金）を継続。
宿泊療養に係る経費	<ul style="list-style-type: none">➢ 届出の対象外であっても、健康フオローアップセンター等に申し出て、患者であることを確認した上で、都道府県等が必要と認めて宿泊療養を提供した場合には、公費支援（緊急包括支援交付金）を継続。
在宅療養支援 (配食等)	<ul style="list-style-type: none">➢ 届出の対象外であっても、健康フオローアップセンター等に申し出て、患者であることを確認した上で、食料品やパルスオキシメーターなどの支援物資を希望する者について、都道府県等が必要と認めて配食等の支援を行った場合には、公費支援（緊急包括支援交付金）を継続。

神奈川県の全数届出見直しへの対応



HER-SYSのシステム改修

① 診療した医療機関が性別・年齢別に1日の患者数を入力する仕組みを前提としている



HER-SYS改修が完了

・9月16日リリース 試行操作可能
・報告は26日から

それまでの間は、緊急避難措置で前倒し導入した県も含め、HER-SYSでの報告はできない

陽性者数について、引き続き、
都道府県独自の方法（紙、電子媒体、Web入力
フォーム、外部委託を活用）で報告が必要

感染者の多い本県には馴染まない



発生届が出されない患者の取扱いの整理

② 患者確認の方法（書類等）、公費負担の考え方、宿泊療養の扱い等が整理されていない

陽性者確認書類の例が示された

- <書類のみから陽性であることが推定可能な書類>
- ・医療機関等で実施されたPCR検査や抗原検査の結果がわかる書類
- ・コロナ治療薬が記載された処方箋・服用説明書
- ・PCR検査等を実施する検査センターの検査結果等
- <本人からの申し出を補強する書類>
- ・診療明細書（医学管理料に「二類感染症患者入院診療加算」（外来診療・診療報酬上臨時の取扱を含む）が記載されたもの）
- ・診療費請求書兼領収書（コロナ診療に関する記載ができるもの）

省令改正に伴い、全国一律9月26日より開始

全数届出の見直し後の患者の種別

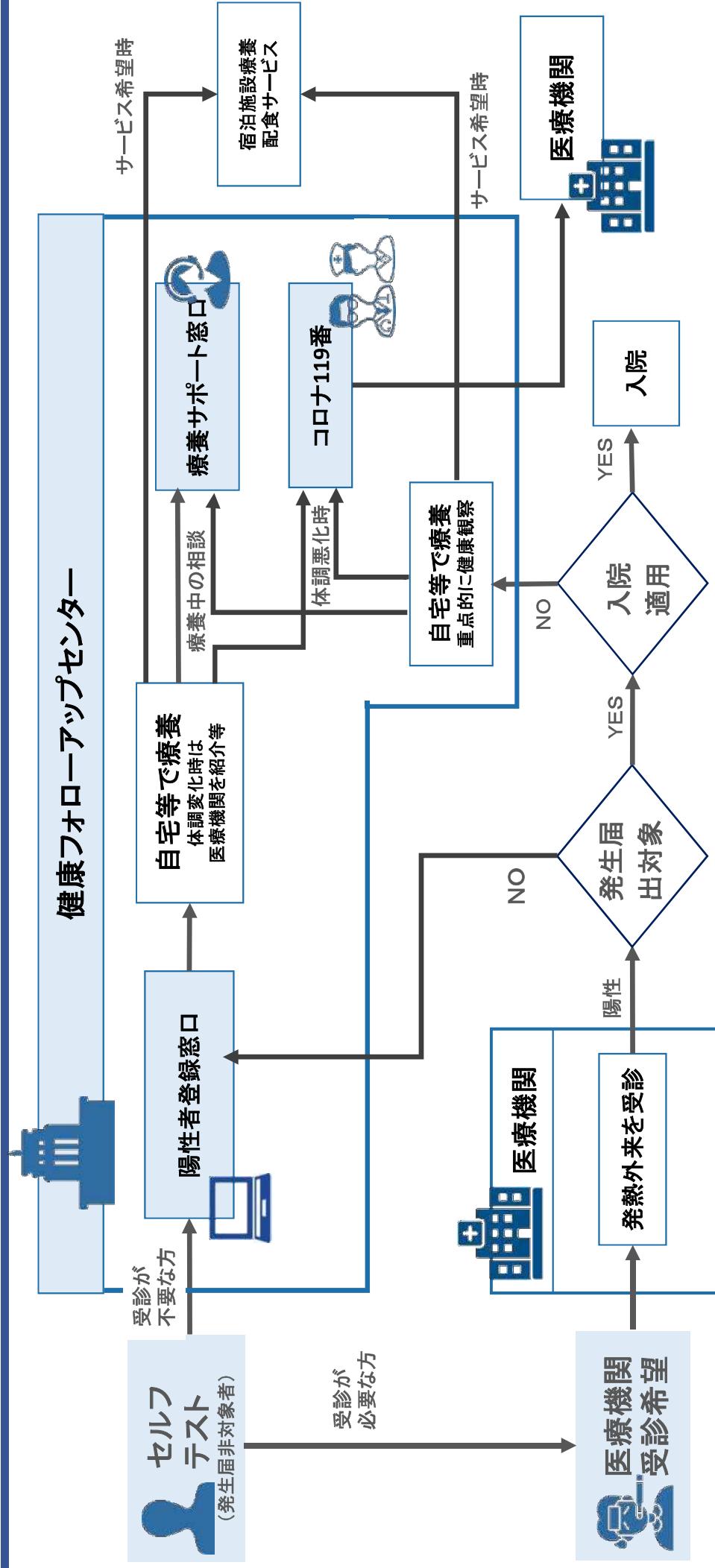


神奈川県

医療機関受診	
発生届出あり	
対象者 65歳以上等	重点観察対象者 左記以外
患者把握	医療機関において全症例ごとHER-SYS登録
患者個人情報	発生届・HER-SYSで患者情報管理

医療機関未受診	
発生届出なし	
対象者 65歳以上等 4類型に該当	左記以外
患者把握	医療機関において年代ごとの人數をHER-SYS登録
患者個人情報	陽性者登録により把握

神奈川県の療養までの流れ（見直しへの対応イメージ）



陽性者登録窓口

～届出対象外・セルフテスト患者の登録へ



陽性者登録窓口

既存の「自主療養届出WEBフォーム」をリニューアル



目的

- ① コロナ119・療養サポート等による療養支援
- ② 宿泊療養・配食を希望する者の登録
- ③ 体調悪化時に受診した場合の医療費が公費負担

①申請フォームに入力



- ・申請フォームに必要事項を入力
- ・原則Web対応

②確認用画像を添付



- ・抗原検査キットの画像又は医療機関の領収証等と本人確認書類を提出
- ・原則Web対応

③管理番号を受領



- ・メール、SMS又は電話で陽性者登録済管理番号を受領
- ・宿泊療養や配食サービスの申請が出来るようになる

本県の提案を受け厚労省
が陽性を推定する書類の
例を示した(R4.9.12)
・検査結果
・処方箋・服用説明書
・診療明細書
・診療費請求書兼領収書

感染者種類別のステータス・行政サービスまとめ

患者の種類		ステータス	入院	自宅療養		宿泊施設療養		高齢者短期入所 施設			
医療機関受診者	発生届出対象者	○	○	○	○	○	○	○	○		
	届出 対象外	×	○	○	○	○	×	×	×		
	陽性者登録	×	○	○	×	○	×	×	×		
	陽性者未登録	×	○	○	○	○	○	×	×		
	陽性者登録者	×	○	○	○	○	○	×	×		
	陽性者未登録者	×	○	○	○	○	○	×	×		
患者の種類		行政サービス	保健所 から初 回連絡	感染症 専用ダ イヤル	LINE、 AIコール	療養サ ポート窓 口	コロナ 119の 利用	宿泊施 設利用	配食サー ビス	パルスオキ シメーター	医療費 の公費 負担
医療機関 受診者	発生届出対象者	○SMS	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	届出 対象外	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	陽性者登録	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	陽性者未登録	×	○	×	×	×	×	×	×	○	○
	陽性者登録者	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	陽性者未登録者	×	○	×	×	×	×	×	×	×	○

神奈川県の全数届出の見直しへの対応（ポイント）



- 1 県が自主療養届出窓口を発展させ「陽性者登録窓口」を設置
発生届出の対象外の陽性者（↓①②）は、当該窓口に登録
①医療機関を受診して陽性診断を受けた重症化リスクの低い者
②受診せずにセルフテストで陽性となつた重症化リスクの低い者
- 2 陽性者登録窓口への登録者は、療養期間中の治療の公費負担や宿泊施設療養、配食サービスも可能
- 3 「全数」の統計的把握は継続
※日時の「新規陽性者数」＝医療機関がHERSYSへ入力した患者「数」
+ 陽性者登録窓口への登録者のうちセルフテスト実施陽性者数

療養期間等の見直し

療養期間等の見直しについて(2022.9.7 厚労省事務連絡)



事務連絡
令和4年9月7日

2022年9月7日厚生労働省事務連絡
新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて

各 都道府県
保健所設置市
特別区

療養期間等の短縮

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部
新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。
新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養解除基準については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める算定ヨコナウイルス感染症患者の退院及び療養期限の取扱いについて（一部改正）」（令和3年2月25日付け健康効率0225 第1号厚生労働省局長就任令）に基づき実施長通達。以下「令和3年2月25日付け課長通知」という。）及び「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和4年1月5日付け（令和4年2月2日最終改正）厚生労働省新規コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）に基づき対応をお願いしております。
その療養期間については、
・有症状患者については、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合には10日目から解除了可能です。
・無症状患者（無症状病原体保有者）については、検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除を可能（ただし、10日間が経過するまでは、検査など自身による健診状態や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を求めてること）
を基本といたします。

今般、オミクロン株の特性を踏まえた療養期間等については、本日の第98回新型

コロナウイルス感染症対策アドバイザリー会議も、Withコロ

ナの新たな段階への移行を見越え、以下のとおり見直すこととしましたので、内容に

ついて御了知の上、関係各所へ周知の程、お願い申し上げます。

なお、本見直しについても、本日（令和4年9月7日）より適用となり、同日時点

で患者である者にも適用いたします。

令和4年9月7日から適用済

- ・ホームページ
- ・各団体への通知
- ・記者発表等

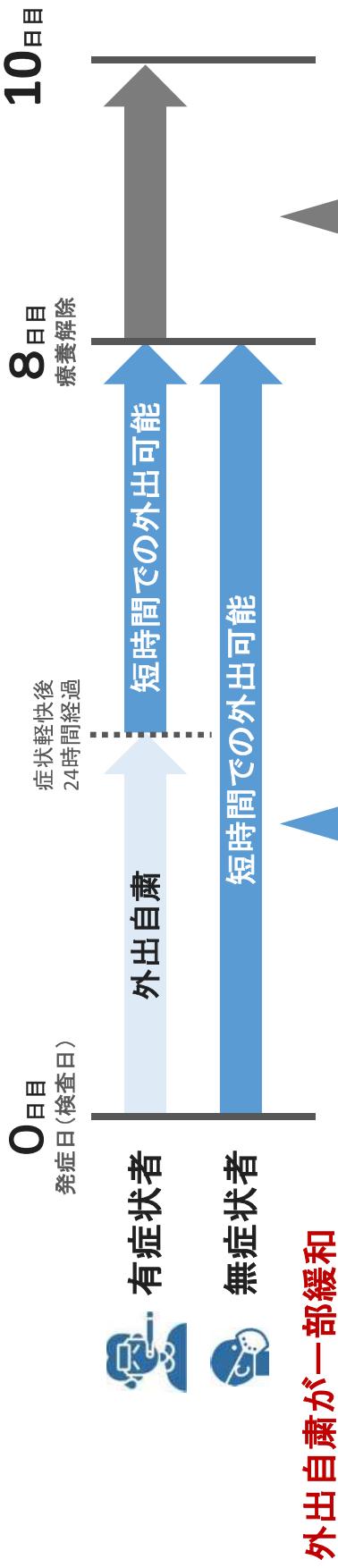


周知

療養期間中の外出自粛の考え方



神奈川県



療養期間中の外出における留意点

- 短時間での外出とすること
(食料品等の買い出し等必要最小限の外出)
- 公共交通機関の利用は不可
- 感染対策を徹底すること
(マスクの着用等の感染予防行動)

療養解除後の留意点

- 自身による健康状態の確認
(検温等)
- 公共交通機関の利用は可能
- 高齢者等ハイリスク者との接触(は避け)る
(ハイリスク施設への不要不急の訪問を含む)
- 感染リスクの高い場所の利用を避ける
(食事等を含む)